

図 8

統計委員会修正案

質問16 あなたは過去1年間に、下記の5つのがん検診を受けましたか。それぞれの検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、どのような機会に受診したのかお答えください。

<p>胃がん検診(バリウムによる造影)・腸癌や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による検診など)</p> <p>1 受けなかった 2 受けた</p>	<p>どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>
<p>肺がん検診(胸のレントゲン撮影や肺がん検出キット検査など)</p> <p>1 受けなかった 2 受けた</p>	<p>どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>
<p>子宮がん(子宮頸がん)検診(子宮の細胞診検査など)</p> <p>1 受けなかった 2 受けた</p>	<p>どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>
<p>乳がん検診(マモグラフィー撮影や乳房超音波(EI))検査など)</p> <p>1 受けなかった 2 受けた</p>	<p>どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>
<p>大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など)</p> <p>1 受けなかった 2 受けた</p>	<p>どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>

図 9

統計委員会修正案

補問16-1 あなたは過去2年間に、下記のがん検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。

<p>子宮がん(子宮頸がん)検診(子宮の細胞診検査など)</p> <p>1 受けなかった 2 受けた</p>	<p>どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>
<p>乳がん検診(マモグラフィー撮影や乳房超音波(EI))検査など)</p> <p>1 受けなかった 2 受けた</p>	<p>どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。</p> <p>1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他</p>

現 行

補問16-1 あなたは過去2年間に、下記のがん検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。

<p>1 子宮がん(子宮頸がん)検診(子宮の細胞診検査など)</p> <p>2 乳がん検診(マモグラフィー撮影や乳房超音波(EI))検査など</p> <p>3 1~2は受けていない</p>
--

(キ) 制度改正等に伴う調査票上の表記の変更等

① 「公的年金・恩給の受給状況」の変更

本申請では、世帯票の公的年金・恩給の受給状況に係る調査事項について、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行により、平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されたことを踏まえ、以下のとおり（図10参照）、年金等の受給区分として、新たに「基礎年金と厚生年金と共済年金」の選択肢を追加する計画である。

これについては、被用者年金制度の一元化の施行日前に共済年金の受給権を有する者及び施行日前に共済年金への加入期間を有する者は、今後、老齢基礎年金と併せて3種類の年金を受給することとなることを踏まえて変更するものであり、適当である。

図10

変更案	
<p>質問7 公的年金・恩給の受給状況</p> <p>受給している場合、受給している年金等のすべての番号に○をつけてください。</p> <p>なお、老齢年金のほか、障害年金、遺族年金なども含めてお答えください。</p>	<p>01 基礎年金</p> <p>02 基礎年金と厚生年金</p> <p>03 基礎年金と共済年金</p> <p>04 基礎年金と厚生年金と共済年金</p> <p>05 国民年金</p> <p>06 福祉年金</p> <p>07 厚生年金</p> <p>11 受給していない</p> <p>08 共済年金</p> <p>09 恩給</p> <p>10 その他</p>
現行	
<p>質問7 公的年金・恩給の受給状況</p> <p>受給している場合、受給している年金等のすべての番号に○をつけてください。</p> <p>なお、老齢年金のほか、障害年金、遺族年金なども含めてお答えください。</p>	<p>1 基礎年金</p> <p>2 基礎年金と厚生年金</p> <p>3 基礎年金と共済年金</p> <p>4 国民年金</p> <p>5 福祉年金</p> <p>6 厚生年金</p> <p>10 受給していない</p> <p>7 共済年金</p> <p>8 恩給</p> <p>9 その他</p>

② 「手助けや見守りを要する者で自立の状況になってからの期間」の変更

本申請では、世帯票の手助けや見守りを要する者で自立の状況になってからの期間に係る調査事項について、これまで「1～3月未満」等と「～」で表記していた選択肢について、報告者に当該期間をより分かりやすく示すため、以下のとおり（図11参照）、「1月以上3月未満」等に表記を変更する計画であり、おおむね適当である。

ただし、これについては、「1月以上3月未満」等と表記を変更することにより、選択肢に漢字表記が並ぶこととなり、報告者に対して心理的負担感を与えることも懸念されることから、以下のとおり（図12参照）、従前

どおりに「1～3月未満」等の表記とすることを指摘する。

図 11

変更案	
補問9-2 期間 補問9-1で答えた自立の状況になってからの期間を お答えください。	1 1月未満
	2 1月以上3月未満
	3 3月以上6月未満
	4 6月以上1年未満
	5 1年以上3年未満
	6 3年以上5年未満
	7 5年以上10年未満
	8 10年以上20年未満
	9 20年以上

現 行	
補問9-2 期間 補問9-1で答えた自立の状況になってからの期間を お答えください。	1 1月未満
	2 1～3月未満
	3 3～6月未満
	4 6月～1年未満
	5 1～3年未満
	6 3～5年未満
	7 5～10年未満
	8 10～20年未満
	9 20年以上

図 12

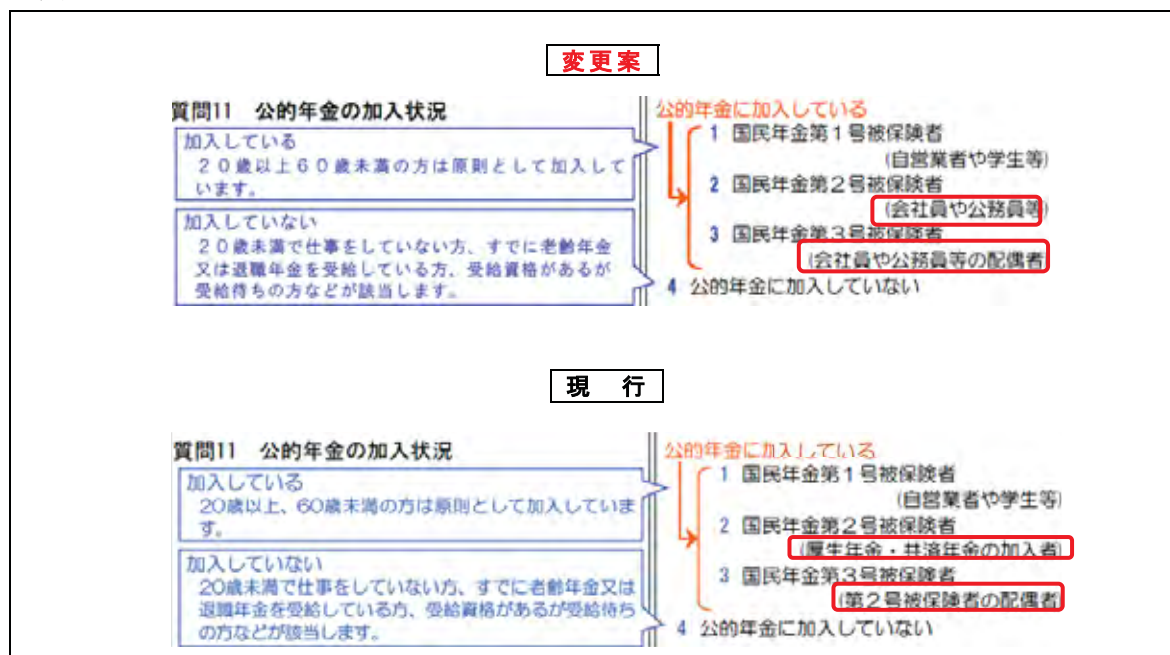
統計委員会修正案	
補問9-2 期間 補問9-1で答えた自立の状況になってからの期間を お答えください。	1 1月未満
	2 1～3月未満
	3 3～6月未満
	4 6月～1年未満
	5 1～3年未満
	6 3～5年未満
	7 5～10年未満
	8 10～20年未満
	9 20年以上

③ 「公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）」の変更

本申請では、世帯票の公的年金の加入状況に係る調査事項について、選択肢の国民年金第2号被保険者及び第3号被保険者の説明部分を以下のとおり（図13参照）、それぞれ変更する計画である。

これについては、被用者年金制度の一元化により、平成27年10月から共済年金が厚生年金に統一されたことを踏まえ、選択肢の国民年金第2号被保険者及び第3号被保険者の説明部分を変更するものであり、適当である。

図13



④ 「介護サービスの利用状況」の変更

本申請では、介護票の介護サービスの利用状況に係る調査事項について、介護保険制度に基づく介護サービスのうち、「訪問系サービス」の介護予防訪問介護及び「通所系サービス」の介護予防通所介護が、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成27年度から29年度末までの間に、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行^(注)することに伴い、以下のとおり（図14参照）、これらの選択肢中に「（※介護予防・日常生活支援総合事業における訪問系サービス（又は通所系サービス）を含む）」との説明書きを追加する計画である。

（注）介護保険制度における予防給付は全国一律の基準で給付されているが、予防給付における介護サービスのうち、訪問介護及び通所介護については、市区町村において地域の実情に応じた取組が可能となるよう、地域支援事業（高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市区町村が実施する事業）として、予防給付から総合事業に移行することとなったものである。

これについては、これまで要支援者に対する介護予防サービス（予防給付）として給付されてきた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、平成29年度末までに総合事業に移行されることになったことを踏まえ、選択肢の「訪問系サービス」の1つである介護予防訪問介護及び「通所系サービス」の1つである介護予防通所介護には、それぞれ総合事業におけるサービスも含まれることを明示することとしているものであり、適当である。

図 14

変更案

質問8 5月中に利用した介護サービス（全額自己負担を含む）について、利用したサービスのすべての番号に○をつけてください。

サービスの種類 (1～5は介護保険制度によるサービスをいいます)	
1	訪問系サービス 〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 <u>介護予防訪問介護</u> （※介護予防・日常生活支援総合事業における訪問系サービスを含む）、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護〕
2	通所系サービス 〔通所介護、通所リハビリテーション、 <u>介護予防通所介護</u> （※介護予防・日常生活支援総合事業における通所系サービスを含む）、介護予防通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護〕
3	短期入所サービス 〔短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護〕
4	居住系サービス（グループホーム） 〔認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護〕
5	小規模多機能型サービス等 〔小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護）〕
6	配食サービス
7	外出支援サービス
8	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

現 行

質問8 5月中に利用した介護サービス（全額自己負担を含む）について、利用したサービスのすべての番号に○をつけてください。

サービスの種類 (1～5は介護保険制度によるサービスをいいます)	
1	訪問系サービス 〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、 <u>介護予防訪問看護</u> 、介護予防訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護〕
2	通所系サービス 〔通所介護、通所リハビリテーション、 <u>介護予防通所介護</u> 、介護予防通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護〕
3	短期入所サービス 〔短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護〕
4	居住系サービス（グループホーム） 〔認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護〕
5	小規模多機能型サービス等 〔小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護）〕
6	配食サービス
7	外出支援サービス
8	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

⑤ 「65歳以上の介護を要する者（第1号被保険者）の介護保険料所得段階」の変更

本申請では、介護票の65歳以上の介護を要する者（第1号被保険者）の介護保険料所得段階に係る調査事項について、65歳以上の介護を要する者のうち、介護保険料所得段階が第1段階及び第2段階以外の者については、以下のとおり（図15参照）、選択肢の3から5のうち該当するもの1つのみ選択するよう明示する計画である。

これについては、従前から、報告者に対し、「介護保険料額決定通知書」に記載の所得段階区分を参考に、該当する選択肢を1つ選択して記載する

こととしていたが、報告者に紛れが生じないように、設問において、該当する選択肢を1つのみ選択するよう明示することとしているものであり、適当である。

図15

変更案

質問12 介護が必要な方が65歳以上の場合、介護保険料所得段階をお答えください。

※ 介護保険料額決定通知書に記載されている所得段階区分と同じ段階に○をつけてください。
 ※ ただし、第1段階、第2段階以外の方については、3～5のうち、**あてはまる番号1つ**に○をつけてください。

- 1 第1段階（生活保護受給者、又は高齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 2 第2段階（介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 3 世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1,2以外）
- 4 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる
- 5 介護が必要な者は市町村民税を課税されている

現行

質問12 介護が必要な方が65歳以上の場合、介護保険料所得段階をお答えください。

※ 介護保険料額決定通知書に記載されている所得段階区分と同じ段階に○をつけてください。
 ※ ただし、第1段階、第2段階以外の方については、3～5のうち、**あてはまる番号**に○をつけてください。

- 1 第1段階（生活保護受給者、又は高齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 2 第2段階（介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 3 世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1,2以外）
- 4 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる
- 5 介護が必要な者は市町村民税を課税されている

⑥ 「所得の種類別金額（雇用者所得）」の変更

本申請では、所得票の所得の種類別金額（雇用者所得）に係る調査事項について、雇用者所得を記載するに当たっての参考書類として、従前から記載している源泉徴収票（原本又は写し）及び給与明細書に加えて、以下のとおり（図16参照）、「確定申告書〔控〕」を追加する計画である。

これについては、以下に該当する者等は、給与所得者であっても原則、確定申告を行う必要があり、確定申告書に記載の「給与」欄の金額が該当することから、参考書類に追加することとしているものであり、適当である。

- i 給与の年間収入金額が2,000万円を超える者
- ii 1か所から給与の支払を受けている者で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える者
- iii 2箇所以上から給与の支払を受けている者で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円

を超える者 等

図16

変更案	
<p>質問2 あなたは昨年1年間（平成27年1月～12月）に何らかの所得を受け取りましたか。</p> <p>受け取った所得の種類ごとに金額を記入してください。</p> <p>雇用者所得 01 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 万円</p> <p>億 千 百 十 一</p> <p>現行</p>	<p>〔1年分の所得金額がわからないときは、1か月の収入の12倍にボーナス分を加えるなどして、1年分の金額を計算して記入してください。〕</p> <p>働いて得た所得</p> <p>勤め先から受け取った給料、賃金、賞与（ボーナス）を合わせた税込み金額を記入してください。アルバイト等による所得も含まれます。</p> <p>【参考書類】源泉徴収票〔原本又は写し〕 給与明細書</p> <p>確定申告書〔控〕</p>
現行	
<p>質問2 あなたは昨年1年間（平成24年1月～12月）に何らかの所得を受け取りましたか。</p> <p>受け取った所得の種類ごとに金額を記入してください。</p> <p>雇用者所得 01 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 万円</p> <p>億 千 百 十 一</p>	<p>〔1年分の所得金額がわからないときは、1か月の収入の12倍にボーナス分を加えるなどして、1年分の金額を計算して記入してください。〕</p> <p>働いて得た所得</p> <p>勤め先から受け取った給料、賃金、賞与（ボーナス）を合わせた税込み金額を記入してください。アルバイト等による所得も含まれます。</p> <p>【参考書類】源泉徴収票〔原本又は写し〕 給与明細書</p>

イ 集計事項の変更

本申請では、世帯票の教育、健康票の健診等の受診状況等及び健康票のがん検診の状況に係る調査事項の追加・変更等に伴い、関連する集計事項を変更する計画である。

これらについては、最終卒業学校が特別支援学校・特別支援学級の者の就業状況等の把握並びに健診等及びがん検診の受診機会の的確な把握に資するものと認められることから、おおむね適当である。

ただし、所得票に係る集計事項について、妻の就業形態の相違による世帯所得への影響を経年的に明らかにする観点から、末子の年齢と「夫婦ともに正規の職員・従業員」「夫が正規の職員・従業員、妻がパート等非正規の職員・従業員」「夫が正規の職員・従業員、妻が無職」の世帯類型別にみた世帯の累積収入分布を表章する必要があることを指摘する。

ウ 東日本大震災の影響に伴う調査計画の規定の削除

本申請では、東日本大震災の影響により、平成23年調査（簡易調査）の実施時には岩手県、宮城県及び福島県内全てを調査対象地域から除外していたのを、平成24年調査（簡易調査）時には福島県については引き続き調査対象地域から除外する一方で、岩手県及び宮城県については、沿岸部市町村の調査区が抽出された場合は、調査実施の可否を確認し、調査不可能な場合は代替調査区を抽出することとしていた調査計画の規定を削除する計画である。

これについては、前回の大規模調査である平成25年調査から、上記3県においても東日本大震災の影響が解消され既に調査対象地域となっていることを踏まえ、上記の対応に係る調査計画の規定を削除するものであることから、適当である。

2 統計委員会諮問第45号の答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、平成25年に実施された前回の大規模調査に係る本委員会の答申（諮問第45号の答申「国民生活基礎調査の変更について」（平成25年1月25日付け府統委第7号。以下「前回答申」という。））において、①就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し、②睡眠に関する調査事項の在り方の検討、③非標本誤差^{（注）}の縮小等に向けた取組の3事項に関する検証・検討の必要性が指摘されている、
（注）「非標本誤差」とは、調査票未回収、未回答等により生じる調査結果の誤差のことである。

これらの指摘事項に関する厚生労働省の対応状況（検証・検討結果）の概要は、別添のとおりである。

別添の厚生労働省の対応状況についての評価は、以下のとおりである。

（1）就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直しについて

本課題については、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。）において世帯に関する調査は適用対象外となっていることや、特段の対応を図ることも求められていないことから、現状のままとするとの調査実施者の結論は現時点ではやむを得ないものとするが、今後のガイドラインの見直しに係る検討状況を踏まえ、所要の対応を行う必要がある。

（2）睡眠に関する調査事項の在り方の検討について

本課題については、厚生労働省の有識者による「健康づくりのための睡眠指針の改定に関する検討会」（座長：内山真日本大学医学部精神医学系主任教授）において学術的な議論も踏まえて策定した「健康づくりのための睡眠指針2014」（平成26年3月厚生労働省健康局）において、「眠たくなってから寝床に就く、就床時刻にこだわりすぎない」といったことが重要とされていること、また、社会生活基本調査（総務省所管の基幹統計調査）において、国民の1日の生活時間の配分を捉える中で、就寝時刻及び睡眠時間について把握していることから、就寝時刻の把握を見送るとの調査実施者の結論については報告者負担の観点からも妥当

であると評価する。

(3) 非標本誤差の縮小等に向けた取組について

本課題については、次のとおりである。なお、本課題中、所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大に係る部分については、後述3のとおりである。

ア 調査結果の推計等における課題・問題に対する取組について

厚生労働省では、有識者による「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」（座長：岩崎学成蹊大学理工学部教授。以下「研究会」という。）を開催し研究結果を取りまとめており（平成23年3月）、改めて同研究会の結果についての報告がなされた。本調査は集落抽出法^(注)により標本設計されており、当該研究結果では、世帯票に回答したが所得票に回答しなかった世帯について「傾向スコア」による方法で所得額を推計し、調査対象世帯全体の総所得の補正の可能性を検討した結果、一定の有効性は確認できたものの、各手法によって補正結果に差異が生ずることなどから、特定の補正方法を公的統計である本調査に採用することは困難であるとの結論であった。

また、平成22年の国勢調査の結果と本調査の結果（推計値）について、世帯主の年齢階級別世帯数の分布を比較すると、図17のとおり、特に若年層の単独世帯数において乖離が、また、表1のとおり、政令指定都市等大都市を抱える都府県における単独世帯の乖離が大きいことが認められる。

これらについては、世帯属性別の非回答が非標本誤差の要因であり、研究会では世帯票の推計方法について、国勢調査（総務省が所管する基幹統計調査）と同じ調査地区内では世帯の性質が似ていると仮定するなど3種類の方法により検証したが、どのような方法も一長一短があり、補正結果が補正しない場合より良くなったかどうかを含め、有効性が判断できなかったことから、厚生労働省としては直ちに乖離の縮小の改善を図ることは困難であるとしている。しかしながら、同省は、工程表を作成しこれに基づき、本調査及び国勢調査の世帯属性等の比較・検証や本調査の推計方法等の改善に向けた検討を行うこととしていること、情報提供の充実を図ろうとしていることは一定程度評価できる。

以上の状況にあり、工程表に基づき具体的に以下の取組を行っていく必要がある。

- ① 本調査は、国勢調査の調査区から調査対象となる地区を抽出（約5,500地区）していることから、両調査の調査対象世帯について、地区や年次等、一定の条件の下での世帯属性や年齢構成についての比較・検証（後述4-（1）-ア参照）
- ② 全世帯を対象として実施している国勢調査と本調査結果（推計値）との間の分布において乖離が認められるため、結果精度の更なる向上を図る観点からの推計方法等に係る所要の検討（後述4-（1）-イ参照）
- ③ 本調査結果の適切な利用を促す観点から、本調査に係る集落抽出法をはじめとする調査に係る基本的な事項や国勢調査と本調査結果の分布の乖離の状況等